

2020年5月吉日

お客さま各位

東京都中央区日本橋二丁目7番1号
丸紅新電力株式会社

電気需給約款・供給条件変更のお知らせ

丸紅新電力をご利用いただき誠にありがとうございます。

2020年6月1日より弊社の電気需給約款の内容を以下のとおり一部変更致します。

契約中のお客さまにおかれましては、変更内容のご確認をお願い申し上げます。

今後とも、丸紅新電力をご愛顧の程どうぞ、宜しくお願い致します。

変更エリア：全エリア

【変更内容】

エリア	改定日	新旧改定内容		
		該当 頁	新	旧
全エ リ ア	2020/6/1	表紙	2020年6月1日実施	2020年1月1日実施
全エ リ ア	2020/6/1	1	第1条 適用 1. この電気需給約款（以下「本約款」といいます。）は、当社と電気需給契約書等を締結されたお客さまに対して（略）	第1条 適用 1. この電気需給約款（以下「本約款」といいます。）は、当社と電気需給契約書（これに付随して締結された附則または覚書等を含み、以下同様とします。）を締結されたお客さまに対して（略）

全エリア	2020/6/1	1	<p>第1条 適用</p> <p>2. お客さまおよび当社は、電気需給契約書等（これに付随して締結された附則または覚書等を含み、以下同様とします。ただし、お客さまが当社に申込書を提出され、当社がお客さまにご契約内容の通知を発することで電気需給契約が成立する場合は、ご契約内容通知とし、以下「電気需給契約書等」といいます。）および本約款（略）</p>	<p>第1条 適用</p> <p>2. お客さまおよび当社は、電気需給契約書および本約款（略）</p>
全エリア	2020/6/1	3	<p>第3条 用語の定義</p> <p>22. 需要場所</p> <p>電気需給契約書等においてあらかじめ定める、当社が供給した電気をお客さまが使用する場所をいい、原則として、以下のように取り扱います。</p>	<p>第3条 用語の定義</p> <p>22. 需要場所</p> <p>電気需給契約書においてあらかじめ定める、当社が供給した電気をお客さまが使用する場所をいい、原則として、以下のように取り扱います。</p>
全エリア	2020/6/1	4	<p>第5条 計量に関する取扱い</p> <p>1. 計量方法・計量主体</p> <p>(2) 前号にかかわらず、やむをえず供給電圧と異なる電圧で計量した場合には、供給電圧と同位にするために、別途電気需給契約書等に定められている場合を除き、3%の計量損失率によって修正するものとします。</p>	<p>第5条 計量に関する取扱い</p> <p>2. 計量方法・計量主体</p> <p>(2) 前号にかかわらず、やむをえず供給電圧と異なる電圧で計量した場合には、供給電圧と同位にするために、別途電気需給契約書に定められている場合を除き、3%の計量損失率によって修正するものとします。</p>
全エリア	2020/6/1	5 ※1	<p>第6条 常時供給電力</p> <p>2. 料金</p> <p>常時供給電力の1月の料金は、以下の方式で算定した基本料金および電力量料金を合計したものとします。なお、契約電力、常時供給電力基本料金単価および電力量料金単価は電気需給契約書等に定めるものとします。</p>	<p>第6条 常時供給電力</p> <p>2. 料金</p> <p>常時供給電力の1月の料金は、以下の方式で算定した基本料金および電力量料金を合計したものとします。なお、契約電力、常時供給電力基本料金単価および電力量料金単価は電気需給契約書に定めるものとします。</p>

全エリア	2020/6/1	6	<p>第7条 予備電力</p> <p>2. 料金</p> <p>予備電力の1月の料金は、以下に定める基本料金および電力量料金を合計したものとします。ただし、常時供給電力の供給電圧が特別高圧のお客さまにおいて、予備電力の供給電圧が常時供給電力の供給電圧と異なる場合には、予備電力の契約電力および使用電力量は、電気料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために、別途電気需給契約書等に定められている場合を除き、3%の損失率で修正したものとします。なお、契約電力および予備電力基本料金単価は電気需給契約書等に定めるものとします。</p>	<p>第7条 予備電力</p> <p>2. 料金</p> <p>予備電力の1月の料金は、以下に定める基本料金および電力量料金を合計したものとします。ただし、常時供給電力の供給電圧が特別高圧のお客さまにおいて、予備電力の供給電圧が常時供給電力の供給電圧と異なる場合には、予備電力の契約電力および使用電力量は、電気料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために、別途電気需給契約書に定められている場合を除き、3%の損失率で修正したものとします。なお、契約電力および予備電力基本料金単価は電気需給契約書に定めるものとします。</p>
全エリア	2020/6/1	6	<p>第8条 自家発補給電力</p> <p>2. 料金</p> <p>自家発補給電力の1月の料金は、以下に定める基本料金および電力量料金を合計したものとします。なお、契約電力、自家発補給電力基本料金単価、不使用月単価および電力量料金単価は電気需給契約書等に定めるものとします。</p>	<p>第8条 自家発補給電力</p> <p>2. 料金</p> <p>自家発補給電力の1月の料金は、以下に定める基本料金および電力量料金を合計したものとします。なお、契約電力、自家発補給電力基本料金単価、不使用月単価および電力量料金単価は電気需給契約書に定めるものとします。</p>
全エリア	2020/6/1	16 ※2	<p>第20条 契約期間および中途解約</p> <p>1. 本契約の期間は、電気需給契約書等に定める期間といたします。 (略)</p>	<p>第20条 契約期間および中途解約</p> <p>1. 本契約の期間は、電気需給契約書に定める期間といたします。(略)</p>

※1 関西エリアのみ5、6ページに記載となります。

※2 北陸、九州、沖縄エリアは17ページに記載となります。